

## 富岡市婚活支援事業補助金交付要綱

平成27年8月4日

告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、団体及び企業（以下「団体等」という。）が企画及び提案する結婚を望む独身男女の出会いの機会を提供する事業等に対し、予算の範囲内で富岡市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富岡市補助金に関する規則（平成18年富岡市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体等は、結婚のための活動を支援及び推進する団体等とする。ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を目的とする団体等又は公益を害するおそれのある団体等は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供するイベント、交流会等（以下「男女交流イベント等」という。）を実施すること。
- (2) 男女交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とする。
- (3) 男女交流イベント等の参加者は、男女同数を目標に募集すること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 市内において実施する男女交流イベント等であること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 参加者の募集は、次のいずれかにより行うものとする。

ア 広域的に周知し、公募するもの

イ 市内の企業（以下この号において「市内企業」という。）を対象とするもので、複数の市内企業から参加者を募集するもの（対象となる市内企業に対して周知するものに限る。）

ウ 業種ごとに組織された団体であって市内に所在を有する団体（以下この号において「業種団体」という。）を対象とするもので、複数の業種団体から参加者を募集するもの（対象となる業種団体に対して周知を行うものに限る。）

エ 市内企業及び業種団体を対象とするもの（対象となる市内企業及び業種団体に対して周知するものに限る。）

オ 市内企業又は業種団体を対象とするもので、男女どちらか一方については広域的に周知し募集するもの（対象となる市内企業又は業種団体に対して周知を行うものに限る。）

- (6) 公序良俗に反し、又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業の対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの
- (3) 交付決定時において既に事業に着手しているもの

- (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
- (5) 主たる目的が営利事業と認められるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの
- (7) その他市長が補助金を支出することにつき、不相当と認めるもの  
（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1とし、10万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金等の交付を受けようとする者は、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 団体概要説明書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（実績報告）

第7条 補助金の交付を受けた者は、その事業が終了したときは、その日から1箇月以内に規則第13条に規定する補助事業等完了実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 事業実施時の記録写真
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- (1) 施設使用料及び借上げ料（施設備付けの設備、備品等を含む。）
- (2) 参加者の飲食に係る経費 市内事業者から調達したものに限る。ただし、事業の実施に不可欠であると市長が認めたときは、この限りでない。
- (3) 消耗品等に係る経費 市内事業者から調達したものに限る。ただし、事業の実施に不可欠であると市長が認めたときは、この限りでない。
- (4) バス借上げ料等の移動手段に係る経費 原則として市内事業者を利用する場合に限る。ただし、参加者の交通費（電車、タクシー等の利用に要する費用）は、対象としない。
- (5) 講師、司会者等に係る経費（謝金、交通費、食事代等）
- (6) 交流イベント等における傷害保険の加入に係る経費
- (7) 事務に係る経費（企画費、宣伝広告費等）。ただし、補助対象者の人件費については対象としない。
- (8) その他市長が必要と認める経費